

○厚生労働省令第四百十三号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五十一条第二項（同法第七十条の十四において読み替えて準用する場合を含む。）及び医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十三条第二項の規定に基づき、社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月十三日

厚生労働大臣 根本 匠

社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する省令
(社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)
第一条 社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十九年厚生労働省令第三十八号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改正後

改正前

(傍線部分は改正部分)

(流動資産の範囲) 第十五条 (略) 2 (略) (削る) (流動資産の区分表示) 第十六条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。 一五六 (略) 七 (削る) 2 (略) 3 第一項第七号の資産のうち、未収収益、短期貸付金(金融手形を含む)、役員、社員、評議員若しくは職員に対する短期債権又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。 (その他の資産の範囲) 第二十四条 次に掲げる資産は、その他の資産に属するものとする。 一・二 (略) 三 繰延税金資産 四 前三号に掲げるものの外、流動資産、有形固定資産又は無形固定資産に属するもの以外の長期資産 2 (略) (削る) (流動負債の範囲) 第二十九条 (略) 2 (略) (削る) (流動負債の区分表示) 第三十条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、期限経過の未償還社会医療法人債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもって別に掲記しなければならない。 一七七 (略) 八 (削る) 八五十二 (略)		(流動資産の範囲) 第十五条 (略) 2 (略) 3 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産は、流動資産に属するものとする。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で貸借対照表日後一年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。 (流動負債の区分表示) 第三十条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、期限経過の未償還社会医療法人債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもって別に掲記しなければならない。 一七七 (略) 八 繰延税金負債 九五十三 (略)	
--	--	--	--

2 (略)

3 第一項第十一号の引当金は、賞与引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

4 第一項第十二号の負債のうち、役員、社員、評議員若しくは職員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

(固定負債の範囲)

第三十一条 社会医療法人債、長期借入金、繰延税金負債、引当金(第二十九条第一項第四号に掲げる引当金を除く)及びその他の負債で流動負債に属しないものは、固定負債に属するものとする。

(削る)

第三十三条 (繰延税金資産及び繰延税金負債の表示)
(削る)

第二十五条第一項第五号に掲げる繰延税金資産と第三十二条第一項第三号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

(純資産変動計算書の区分表示)

第五十三条 純資産変動計算書は、積立金及び評価・換算差額等に分類して記載しなければならない。

2 (略)

第五十四条 積立金は、前会計年度末残高、当会計年度変動額及び当会計年度末残高に区分して記載しなければならない。

2 積立金に記載される科目の当会計年度変動額は、変動事由ごとに記載しなければならない。

3 当期純利益金額又は当期純損失金額は、繰越利益積立金の変動事由として表示しなければならない。

(削る)

別表

1. 貸借対照表に係る科目 (第三十九条関係)
(資産の部)

分類	科目	適用
流動資産	(略)	(略)
	(削る)	(削る)

2 (略)

3 第一項第十二号の引当金は、賞与引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

4 第一項第十三号の負債のうち、役員、社員、評議員若しくは職員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

(固定負債の範囲)

第三十一条 社会医療法人債、長期借入金、引当金(第二十九条第一項第四号に掲げる引当金を除く)及びその他の負債で流動負債に属しないものは、固定負債に属するものとする。

2 繰延税金負債のうち第二十九条第三項に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

(繰延税金資産及び繰延税金負債の表示)

第三十三条 第十六条第一項第七号に掲げる繰延税金資産と第三十条第一項第八号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

2 第二十五条第一項第五号に掲げる繰延税金資産と第三十二条第一項第三号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

(純資産変動計算書の区分表示)

第五十三条 純資産変動計算書は、資本剰余金、利益剰余金及び評価・換算差額等に分類して記載しなければならない。

2 (略)

(資本剰余金及び利益剰余金)

第五十四条 資本剰余金及び利益剰余金は、前会計年度末残高、当会計年度変動額及び当会計年度末残高に区分して記載しなければならない。

2 資本剰余金及び利益剰余金に記載される科目の当会計年度変動額は、変動事由ごとに記載しなければならない。

3 当期純利益金額又は当期純損失金額は、その他利益剰余金の変動事由として表示しなければならない。

4 その他利益剰余金は、前条第二項の規定にかかわらず、科目ごとの記載に代えて、その他利益剰余金の合計額を前会計年度末残高、当会計年度変動額及び当会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記するものとする。

別表

1. 貸借対照表に係る科目 (第三十九条関係)
(資産の部)

分類	科目	適用
流動資産	(略)	(略)
	繰延税金資産	税効果会計適用に伴う繰延税金資産のうち、流動資産又は流動負債に属する特定の資産又は負債に関連して計上されるもの

	(略)	(略)
有形固定資産	(略)	(略)
無形固定資産	(略)	(略)
その他の資産	(略)	(略)
	長期貸付金	金銭消費貸借契約等に基づき開設主体の外部に対する貸付取引のうち、貸借対照表日から 1 年を超えて受取期限の到来するもの
	(略)	(略)
	繰延税金資産	<u>税効果会計の適用により資産として計上されるもの</u>
	(略)	(略)

(負債の部)

分 類	科 目	適 要
流動負債	(略)	(略)
	(削る)	(削る)
	(略)	(略)
固定負債	(略)	(略)
	繰延税金負債	<u>税効果会計の適用により負債として計上されるもの</u>
	(略)	(略)

		<u>の及びそれ以外に計上されるものの中で貸借対照表日から 1 年以内に取り崩されると認められるもの</u>
	(略)	(略)
有形固定資産	(略)	(略)
無形固定資産	(略)	(略)
その他の資産	(略)	(略)
	長期貸付金	金銭消費貸借契約等に基づき開設主体の外部に対する貸付取引のうち、貸借対照表日から 1 年を超えて受取期限の到来するもの
	(略)	(略)
	繰延税金資産	<u>税効果会計適用に伴う繰延税金資産のうち、固定資産又は固定負債に属する特定の資産又は負債に関連して計上されるもの及びそれ以外に計上されるものの中で貸借対照表日から 1 年を超えて取り崩されると認められるもの</u>
	(略)	(略)

(負債の部)

分 類	科 目	適 要
流動負債	(略)	(略)
	<u>繰延税金負債</u>	<u>税効果会計適用に伴う繰延税金負債のうち、流動資産又は流動負債に属する特定の資産又は負債に関連して計上されるもの及びそれ以外に計上されるものの中で貸借対照表日から 1 年以内に取り崩されると認められるもの</u>
	(略)	(略)
固定負債	(略)	(略)
	繰延税金負債	<u>税効果会計適用に伴う繰延税金負債のうち、固定資産又は固定負債に属する特定の資産又は負債に関連して計上されるもの及びそれ以外に計上されるものの中で貸借対照表日から 1 年超に取り崩されると認められるもの</u>
	(略)	(略)

様式第二号

法人名

所在地

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表

(平成 年 月 日現在)

(単位：千円)

様式第二号を次のように改める。

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	×××	I 流 動 負 債	×××
現 金 及 び 預 金	×××	支 払 手 形	×××
事 業 未 収 金	×××	買 掛 金	×××
有 価 証 券	×××	短 期 借 入 金	×××
た な 卸 資 産	×××	未 払 金	×××
前 渡 金	×××	未 払 費 用	×××
前 払 費 用	×××	未 払 法 人 税 等	×××
その他の流動資産	×××	未 払 消 費 税 等	×××
II 固 定 資 産	×××	前 受 金	×××
1 有 形 固 定 資 産	×××	預 り 金	×××
建 物	×××	前 受 収 益	×××
構 築 物	×××	〇 〇 引 当 金	×××
医 療 用 器 械 備 品	×××	その他の流動負債	×××
その他の器械備品	×××	II 固 定 負 債	×××
車 両 及 び 船 舶	×××	社 会 医 療 法 人 債	×××
土 地	×××	長 期 借 入 金	×××
建 設 仮 勘 定	×××	繰 延 税 金 負 債	×××
その他の有形固定資産	×××	〇 〇 引 当 金	×××
2 無 形 固 定 資 産	×××	その他の固定負債	×××
借 地 権	×××	負 債 合 計	×××
ソ フ ト ウ ェ ア	×××	純 資 産 の 部	
その他の無形固定資産	×××	科 目	金 額
3 そ の 他 の 資 産	×××	I 積 立 金	×××
有 価 証 券	×××	設 立 等 積 立 金	×××
長 期 貸 付 金	×××	代 替 基 金	×××
役職員等長期貸付金	×××	〇 〇 積 立 金	×××
長 期 前 払 費 用	×××	繰 越 利 益 積 立 金	×××
繰 延 税 金 資 産	×××	II 評 価 ・ 換 算 差 額 等	×××
その他の固定資産	×××	その他有価証券評価差額金	×××
		繰延ヘッジ損益	×××
		純 資 産 合 計	×××
資 産 合 計	×××	負 債 ・ 純 資 産 合 計	×××

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式第七号

様式第七号を次のように改める。

法人名 _____
所在地 _____※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表上計上額 (千円)
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	投 資 口 数 等	貸借対照表上計上額 (千円)
計		

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表上額が財務諸表提出社会医療法人の純資産額の 1 % 以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 記載を省略した債券については、公社債、国債、地方債等到大別して、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、その他のものについては証券投資信託の受益証券、出資証券等到大別して銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載すること。
5. 公社債の銘柄は、「〇〇会社物上担保付社債」のように記載し、国債及び地方債の銘柄は、「〇〇分利付国債」又は「〇〇分利付〇〇債」のように記載すること。
6. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第 2 条第 1 項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式第一号（第七条関係）

法人名 _____
所在地 _____

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
(平成 年 月 日現在)

(単位：千円)

(医療法人会計基準の一部改正)
第二条 医療法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第九十五号）の一部を次のように改正する。
様式第一号を次のように改める。

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	×××	I 流 動 負 債	×××
現金及び預金	×××	支払手形	×××
事業未収金	×××	買掛金	×××
有価証券	×××	短期借入金	×××
たな卸資産	×××	未払金	×××
前渡金	×××	未払費用	×××
前払費用	×××	未払法人税等	×××
その他の流動資産	×××	未払消費税等	×××
II 固 定 資 産	×××	前受金	×××
1 有形固定資産	×××	預り金	×××
建物	×××	前受収益	×××
構築物	×××	〇〇引当金	×××
医療用器械備品	×××	その他の流動負債	×××
その他の器械備品	×××	II 固 定 負 債	×××
車両及び船舶	×××	医療機関債	×××
土地	×××	長期借入金	×××
建設仮勘定	×××	繰延税金負債	×××
その他の有形固定資産	×××	〇〇引当金	×××
2 無形固定資産	×××	その他の固定負債	×××
借地権	×××	負債合計	×××
ソフトウェア	×××	純資産の部	
その他の無形固定資産	×××	科 目	金 額
3 その他の資産	×××	I 基 金	×××
有価証券	×××	II 積 立 金	×××
長期貸付金	×××	代替基金	×××
保有医療機関債	×××	〇〇積立金	×××
その他長期貸付金	×××	繰越利益積立金	×××
役職員等長期貸付金	×××	III 評価・換算差額等	×××
長期前払費用	×××	その他有価証券評価差額金	×××
繰延税金資産	×××	繰延ヘッジ損益	×××
その他の固定資産	×××	純資産合計	×××
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式第一号

地域医療連携推進法人名

所在地

貸 借 対 照 表
(平成____年____月____日 現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金及び預金		支払手形	
事業未収金		買掛金	
たな卸資産		短期借入金	
前渡金		未払金	
前払費用		未払費用	
その他の流動資産		未払法人税等	
流動資産合計		未払消費税等	
2. 固定資産		前受金	
(1) 有形固定資産		預り金	
建物		前受収益	
構築物		〇〇引当金	
医療用器械備品		その他の流動負債	
その他の器械備品		流動負債合計	
車両及び船舶		2. 固定負債	
土地		長期借入金	
建設仮勘定		繰延税金負債	
その他の有形固定資産		退職給付引当金	
有形固定資産合計		〇〇引当金	
(2) 無形固定資産		その他の固定負債	
借地権		固定負債合計	
ソフトウェア		負債合計	
その他の無形固定資産			
無形固定資産合計		III 純資産の部	
(3) その他の資産		1. 基金	
長期貸付金		2. 積立金	
役職員等長期貸付金		代替基金	
長期前払費用		〇〇積立金	
繰延税金資産		繰越利益積立金	
その他の固定資産		純資産合計	
その他の資産合計			
固定資産合計			
資産合計		負債及び純資産合計	

(作成上の留意事項)

表中の勘定科目については、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められる科目については、追加することができるものとする。

第三條 (地域医療連携推進法人会計基準の一部改正)
地域医療連携推進法人会計基準 (平成二十九年厚生労働省令第十九号) の一部を次のように改正する。
様式第一号を次のように改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新規則」という。）の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する会計年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する会計年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。ただし、平成三十一年三月三十一日以降最初に終了する会計年度に係る財務諸表については、新規則の規定を適用することができる。